

令和 6 年度

総務省 一般会計省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 一般会計省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 一般会計省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和 6年 3月31日)	本会計年度 (令和 7年 3月31日)		前会計年度 (令和 6年 3月31日)	本会計年度 (令和 7年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
未収金	5,605	5,629	未払金	16,575	13,028
前払費用	0	0	賞与引当金	3,104	3,177
その他の債権等	3,284,026	2,770,746	退職給付引当金	51,706	49,137
貸倒引当金	△ 95	△ 166	恩給引当金	268,317	199,352
有形固定資産	252,032	256,786	その他の債務等	522,104	438,673
国有財産（公共用 財産を除く）	165,463	167,399			
土地	138,771	142,463			
立木竹	136	134			
建物	21,578	20,560			
工作物	4,447	3,906			
航空機	530	334			
物品	86,569	89,386			
無形固定資産	9,167	12,897			
出資金	1,925,665	1,763,224			
資 産 合 計	5,476,401	4,809,118	負 債 合 計	861,808	703,369
			<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	4,614,592	4,105,748
			負債及び資産・ 負債差額合計	5,476,401	4,809,118

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 令和 5年 4月 1日) (至 令和 6年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 6年 4月 1日) (至 令和 7年 3月31日)
人件費	43,043	44,145
賞与引当金繰入額	3,104	3,177
退職給付引当金繰入額	1,454	3,977
恩給給付費	10	10
恩給引当金繰入額	△ 11,557	△ 3,871
補助金等	3,945,787	2,430,020
委託費等	98,658	161,495
独立行政法人運営費交付金	45,845	52,269
政党助成費	31,559	31,559
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入	17,964,338	20,049,867
庁費等	60,396	78,762
その他の経費	1,766	1,795
減価償却費	20,579	23,065
貸倒引当金繰入額	73	141
資産処分損益	△ 0	△ 7
本年度業務費用合計	22,205,059	22,876,410

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 令和 5年 4月 1日) (至 令和 6年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 6年 4月 1日) (至 令和 7年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	4,836,438	4,614,592
II 本年度業務費用合計	△ 22,205,059	△ 22,876,410
III 財源	21,519,245	22,513,700
主管の財源	146,806	276,581
配賦財源	21,372,438	22,237,118
IV 無償所管換等	△ 54,196	△ 57,114
V 資産評価差額	518,165	△ 89,019
VI 本年度末資産・負債差額	4,614,592	4,105,748

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 令和 5年 4月 1日) (至 令和 6年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 6年 4月 1日) (至 令和 7年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	145,954	276,512
配賦財源	21,372,438	22,237,118
財源合計	21,518,393	22,513,630
2 業務支出		
(1)業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 49,223	△ 52,903
恩給給付費	△ 81,251	△ 63,958
補助金等	△ 3,945,787	△ 2,430,020
委託費等	△ 98,658	△ 161,495
独立行政法人運営費交付金	△ 45,845	△ 52,269
政党助成費	△ 31,559	△ 31,559
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入	△ 17,181,159	△ 19,619,988
庁費等の支出	△ 82,088	△ 99,159
その他の支出	△ 1,766	△ 1,795
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 21,517,340	△ 22,513,150
(2)施設整備支出		
建物に係る支出	△ 49	△ 19
工作物に係る支出	△ 1,003	△ 460
施設整備支出合計	△ 1,053	△ 480
業務支出合計	△ 21,518,393	△ 22,513,630
業務収支	-	-
II 財務収支		
財務収支	-	-
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
本年度末現金・預金残高	-	-

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のあるもの

会計年度末の市場価格に基づく時価法によって評価している。

② 市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

未収金のうち徴収停止等債権については全額、それ以外は債権の種類ごとに未収金の残高に過去 3 年間の貸倒実績率（過去 3 年間の債権平均残高に対する過去 3 年間の不納欠損の年間平均額の割合）を乗じた額を計上している。

② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6）を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
ただし、60 歳以後定年前の職員に係る基本額については、定年延長による減額前の俸給月額×定年退職の支給率により計上している。
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与（平均給与上昇率を考慮）×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金の額×特別支給率×割引率」により算出した額を計上している。

④ 恩給引当金

恩給給付費に係る引当金については、将来給付見込額を受給者見込数、改定率見込、割引率を用いて計算した額を計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

・平均給与上昇率 : 2.3%

(令和6年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)

・割引率 : 4.5%

(令和6年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) その他主要な偶発債務

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第20条の規定に基づき、次に掲げるものに係る独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の債務を保証している。

① 郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払

② 旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 641,290 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 48,015 百万円

4 追加情報

(1) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 業務費用計算書における収益の計上

・「恩給引当金繰入額」において、恩給引当金繰入額の戻入額（恩給引当金減少額）3,871 百万円が計上されている。

・「資産処分損益」において、物品の処分益 25 百万円が計上されている。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

・「未収金」には、返納金債権、損害賠償金債権及び電波利用料債権等を計上している。

・「前払費用」には、自動車損害賠償責任保険料の既支払額のうち、契約期間が未経過の部分を計上している。

・「その他の債権等」には、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入に係る未精算額を計上している。

・「貸倒引当金」には、1(3)①により算定した、返納金債権、損害賠償金債権及び電波利用料債権等に対する貸倒見積額を計上している。

・「国有財産（公共用財産を除く）」には、国有財産台帳価格を計上している。

・「土地」には、主に庁舎敷地を計上している。

・「立木竹」には、主に庁舎敷地上の立木竹を計上している。

・「建物」には、主に庁舎建物を計上している。

・「工作物」には、主に庁舎建物に係る建物附属設備を計上している。

- ・「航空機」には、航空機を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が 50 万円以上の物品（美術品については 300 万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「無形固定資産」には、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額、ソフトウェア仮勘定及び電話加入権については取得価格で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、公務災害補償費及び未払恩給給付費を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6 月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る引当金を計上している。
- ・「恩給引当金」には、恩給給付費に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額、東日本大震災復興特別会計に引き継がれた退職給付引当金相当額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6 月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付支給時に退職給付引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末との差額を計上している。
- ・「恩給給付費」には、「共済制度移行前の退職文官等」及び「旧軍人」並びに「その遺族」等に対する恩給給付費の支出済額に、未払恩給給付費や恩給引当金の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「恩給引当金繰入額」には、恩給等の支給時に恩給引当金の取崩しを行い、年度末に当年度末との差額を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費等」には、委託費、交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く）、分担金及び拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人統計センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「政党助成費」には、「政党助成法」に基づき交付の対象となる政党に対しての交付金等を計上している。
- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入」には、「区分別収支計算書」の「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 8 号）第 1 条の規定による改正前の「地方交付税法」（以下「旧地方交付税法」という。）附則第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額の単年度減少額並びに旧地方交付税法附則第 4 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額の単年度減少額の合算額を加算して計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目

で計上されていないものであって、資産計上されていないものを計上している。

- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当会計年度に係る額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産の除却等の処分に伴い生じた損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、許可及び手数料、電波利用料収入等を計上している。
- ・「配賦財源」には、業務支出の合計（支出済歳出額）と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、省庁間等の無償所管換等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く）及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、総務省主管の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、業務支出の合計（支出済歳出額）と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び退職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「恩給給付費」には、「共済制度移行前の退職文官等」及び「旧軍人」並びに「その遺族」等に対する恩給給付費の支出済額を計上している。
- ・「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、委託費、交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く）、分担金及び拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人統計センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「政党助成費」には、「政党助成法」に基づき交付の対象となる政党に対しての交付金等を計上している。
- ・「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく地方交付税交付金、地方特例交付金及び借入金等の利子の財源として交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、主に庁舎建物に係る支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、主に庁舎建物における建物附属設備に係る支出を計上している。

・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

(4) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 過年度の貸借対照表の「建設仮勘定」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の貸借対照表において、「建設仮勘定」が 31 百万円増加し、資産・負債差額増減計算書において、「無償所管換等」が 31 百万円増加している。
- ④ 旧地方交付税法附則第 4 条の 2 第 1 項の規定により、令和 7 年度以降の各年度分の地方交付税交付金の総額は、当分の間、同法第 6 条第 2 項の規定により算定した額に 15,400 百万円を加算した額とすることとされている。したがって、「当分の間」とされていることから全体の金額を確定することができないため、交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額には含まれていない。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
返納金債権	恩給受給者等	673
損害賠償金債権	恩給受給者等	88
電波利用料債権	無線局の免許人	4,686
延滞金債権	恩給受給者等	47
その他		132
合計		5,629

② その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入に係る未精算額	交付税及び譲与税配付金特別会計	2,770,746	「旧地方交付税法」附則第4条の2第4項及び第5項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額
合計		2,770,746	

③ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	5,605	23	5,629	95	70	166	徴収停止等債権については全額、それ以外は債権の種類ごとに未収金の残高に過去3年間の貸倒実績率（過去3年間の債権平均残高に対する過去3年間の不納欠損の年間平均額の割合）を乗じた額を計上している。
徴収停止等債権	58	73	131	58	73	131	
履行期限到来等債権	4,976	△ 119	4,856	37	△ 3	34	
上記以外の債権	570	69	640	-	-	-	
合計	5,605	23	5,629	95	70	166	

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価 償却額	評価差額 (本年度発生 分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産（公共用財産を除く）	165,463	589	104	2,295	3,746	167,399
行政財産	165,407	589	48	2,295	3,746	167,399
土地	138,715	-	-	-	3,748	142,463
立木竹	136	-	-	-	△ 1	134
建物	21,578	0	12	1,004	-	20,560
工作物	4,447	557	3	1,095	-	3,906
航空機	530	-	-	195	-	334
建設仮勘定	-	31	31	-	-	-
普通財産	56	-	55	-	-	0
土地	55	-	55	-	-	0
建物	0	-	-	-	-	0
工作物	0	-	-	-	-	0
物品	86,569	18,460	-	15,642	-	89,386
物品（美術品を除く）	86,544	18,460	-	15,642	-	89,362
美術品	24	-	-	-	-	24
小計	252,032	19,049	104	17,938	3,746	256,786
(無形固定資産)						
ソフトウェア	8,071	8,565	-	5,127	-	11,509
ソフトウェア仮勘定	1,019	1,205	912	-	-	1,312
電話加入権	76	-	0	-	-	75
小計	9,167	9,770	913	5,127	-	12,897
合計	261,199	28,820	1,018	23,065	3,746	269,683

⑤ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の 戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本 年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
○特殊会社							
日本郵政株式会社	1,767,442	△ 821,056	-	69,674	718,927	-	1,595,638
○独立行政法人							
情報通信研究機構							
（一般勘定）	83,964	△ 2,664	-	-	△ 6,862	-	74,437
郵便貯金簡易生命保険管理・ 郵便局ネットワーク支援機構							
（郵便貯金勘定）	39,884	△ 33,584	-	-	52,918	-	59,218
（簡易生命保険勘定）	34,373	△ 33,673	-	-	33,229	-	33,929
合計	1,925,665	△ 890,979	-	69,674	798,213	-	1,763,224

イ 市場価格のある出資金の時価等の明細

(単位：百万円)

銘柄	株式数	取得原価	時価	貸借対照表計上額
日本郵政株式会社	1,068,746,800株	876,711	1,595,638	1,595,638
合計	1,068,746,800株	876,711	1,595,638	1,595,638

(注1) 日本郵政株式会社株式は令和元年度において強制評価減(1,399,402百万円)を実施している

(注2) 令和3年度における日本郵政株式会社の減資額のうち、日本郵政株式会社が行った欠損填補分(422,375百万円)については全額を令和元年度に行った強制評価減から控除している。

(注3) 令和3年度における日本郵政株式会社の減資額のうち、日本郵政株式会社が行った配当に係る金額及び令和3年度から令和6年度に一般会計から国債整理基金特別会計に所属替を行った金額については、強制評価減の見合いの金額(301,790百万円)を過去の強制評価減の残額から控除している(令和6年度末の強制評価減の残額：675,235百万円)。

ウ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会計からの出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額による算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上額(国有財産台帳価格)	使用財務諸表
〇独立行政法人									
情報通信研究機構									
(一般勘定)	189,228	114,791	74,437	81,299	81,299	100.00%	74,437	74,437	法定財務諸表
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構									
(郵便貯金勘定)	416,823	357,604	59,218	6,300	6,300	100.00%	59,218	59,218	法定財務諸表
(簡易生命保険勘定)	1,656,481	1,622,551	33,929	700	700	100.00%	33,929	33,929	法定財務諸表
合計	2,262,533	2,094,947	167,585	88,299	88,299	-	167,585	167,585	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	職員	47
公務災害補償費	遺族及び職員(退職者を含む)	6
未払恩給給付費	恩給受給者等	12,974
合計		13,028

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	46,126	4,926	3,924	45,124
整理資源に係る引当金	5,247	1,621	78	3,703
国家公務員災害補償年金に係る引当金	332	38	14	308
合計	51,706	6,586	4,017	49,137

(注1) 退職手当に係る引当金の本年度取崩額4,926百万円のうち1百万円は、令和6年度において東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる減少額である。

(注2) 退職手当に係る引当金の本年度増加額3,924百万円のうち34百万円及び5百万円は、令和6年度において東日本大震災復興特別会計及び文部科学省(一般会計)からそれぞれ一般会計に職員が異動したことによる増加額である。

③ 恩給引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
恩給給付費に係る引当金	268,317	65,093	△ 3,871	199,352
合計	268,317	65,093	△ 3,871	199,352

④ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高	債務の内容等
交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額	交付税及び譲与税配付金特別会計	438,500	「旧地方交付税法」附則第4条の2第3項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額
東日本大震災復興特別会計への総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	復興庁 東日本大震災復興特別会計	173	東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、総務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額
合計		438,673	

(注) 旧地方交付税法附則第4条の2第1項の規定により、令和7年度以降の各年度分の地方交付税交付金の総額は、当分の間、同法第6条第2項の規定により算定した額に15,400百万円を加算した額とすることとされている。したがって、「当分の間」とされていることから全体の金額を確定することができないため、交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額には含まれていない。

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	総務本省	管区行政評価局	総合通信局	公害等調整委員会	消防庁	合計
人件費	29,558	5,067	7,592	406	1,520	44,145
賞与引当金繰入額	1,913	415	672	42	133	3,177
退職給付引当金繰入額	3,977	-	-	-	-	3,977
恩給給付費	10	-	-	-	-	10
恩給引当金繰入額	△ 3,871	-	-	-	-	△ 3,871
補助金等	2,422,150	-	-	-	7,869	2,430,020
委託費等	161,390	-	-	-	104	161,495
独立行政法人運営費交付金	52,269	-	-	-	-	52,269
政党助成費	31,559	-	-	-	-	31,559
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入	20,049,867	-	-	-	-	20,049,867
庁費等	67,328	975	1,878	67	8,512	78,762
その他の経費	1,066	357	152	14	204	1,795
減価償却費	13,672	8	3,474	0	5,908	23,065
貸倒引当金繰入額	139	-	2	-	-	141
資産処分損益	△ 25	0	16	0	-	△ 7
本年度業務費用合計	22,831,008	6,824	13,789	533	24,253	22,876,410

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	地方公共団体	25, 139	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による社会保障・税番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費に対する補助
デジタル基盤改革支援補助金	地方公共団体情報システム機構	19, 407	基幹業務システムに係る標準準拠システムへの移行のために必要となる準備経費（現行システム分析調査、移行計画作成等）やシステム移行経費（接続、データ移行等）に対する補助
マイナンバーカード交付事業費補助金	地方公共団体情報システム機構	34, 140	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条第1項及び第2項に掲げる事務に要する経費（これらの事務に要する経費のうち、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が構築するシステムに関する経費を除く。） ・市町村が「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則」第65条第1項に基づき、機構に行わせることとした、認証業務のうち同項第1号から第4号までに掲げる事務に要する経費（これらの事務に要する経費のうち、機構が構築するシステムに関する経費を除く。） ・「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」第67条第1項各号に掲げる事務に要する経費 上記に関する機構に対する補助
マイナンバーカード交付事務費補助金	地方公共団体	56, 822	個人番号カードの交付事業に伴う市町村（特別区含む。）の実施事務に必要な経費に対する補助
情報通信技術研究開発推進基金補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構	51, 639	「国立研究開発法人情報通信研究機構法」第15条の2第1項に基づく革新的情報通信技術の創出の推進及びこれに附随する業務並びに「電波法」第103条の2第4項第3号に基づく周波数の有効利用に資する研究開発を実施するための基金を国立研究開発法人情報通信研究機構に造成することを目的とした同機構に対する補助
宇宙開発支援基金補助金	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	45, 000	「輸送」「衛星等」「探査等」の3つの分野において「市場の拡大」「社会課題解決」「フロンティア開拓」の3つの出口に向け、スタートアップを始めとする民間企業や大学等が複数年度（最大10年）にわたって大胆に技術開発に取り組めるよう、宇宙分野の資金配分機関としてJAXAに新たに基金（宇宙戦略基金）を造成するために必要な費用に対する補助
医療研究開発推進事業費補助金	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	500	医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発（8K等高精細技術の医療応用、高度な遠隔医療の実現に必要なネットワーク等の研究、医療高度化に資するPHRデータ流通基盤構築事業）に要する補助
情報通信技術研究開発推進事業費補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構、株式会社角川アスキー総合研究所	7, 753	国立研究開発法人情報通信研究機構等が行う業務に必要な経費に対する補助
国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構	107	国立研究開発法人情報通信研究機構の研究施設の整備に要する経費に対する補助
情報通信技術利用事業費補助金	一般社団法人コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会等	502	・地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を実現するためスマートシティに取り組む地方公共団体等による都市OS/データ連携基盤の導入（整備・改修）や当該都市OSに接続するサービス、データ及びアセットの初期投資等に必要経費の一部を補助 ・デジタル技術を活用して地域の社会課題の解決に取り組む地方公共団体や地域の企業・団体による通信インフラなどの整備に必要な経費の一部を補助

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
情報通信利用促進支援事業費補助金	株式会社アイシン、国立研究開発法人情報通信研究機構等	2,790	情報通信利用促進支援に要する経費の国立研究開発法人情報通信研究機構及び民間団体等に対する補助
沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	北部広域市町村圏事務組合	219	沖縄県北部地域における情報通信基盤整備及び情報通信技術の活用を図る事業に要する経費に対する補助
放送ネットワーク整備支援事業費補助金	中野市等	2,033	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強化を実現するために必要な経費に対する補助
特定電気通信施設等整備推進基金補助金	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会	12,000	・東京圏・大阪圏に集中するデータセンター等のデジタルインフラについて、国土強靱化等の観点から、民間事業者による地方分散に要する経費の一部を補助 ・デジタルライフライン全国総合整備実現会議の中間取りまとめを踏まえ、新東名高速道路等における自動運転レベル4の社会実装（分合流支援、遠隔監視など）に必要なデジタルインフラ（通信環境）整備に要する経費に対する補助
無線システム普及支援事業費等補助金	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会等	4,243	電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずるとともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送の受信が困難な者に対する対策を講ずること並びにラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ること等を目的とし、それらに係る対策事業に要する経費の全部又は一部の補助
電波利用技術調査費補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構	529	「電波法」第103条の2第4項第12号に基づき、電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に必要な経費に対する補助
革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金	国立研究開発法人情報通信研究機構	508	Beyond 5Gの実現に必要な要素技術を確立するための研究開発に要する経費に対する補助
旧日本赤十字社救護看護婦処遇費等補助金	日本赤十字社ほか2法人	99	民間団体が実施する旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の支給等に必要な経費に対する補助
緊急消防援助隊設備整備費補助金	東京都ほか151団体	4,414	大規模災害や特殊災害等に対応する緊急消防援助隊の活動に必要な消防防災設備の整備に要する経費に対する補助
消防防災施設整備費補助金	栃木市ほか93団体	1,254	地方公共団体の消防防災施設（耐震性貯水槽、高機能消防指令センター総合整備事業等）の整備に要する経費に対する補助
消防団設備整備費補助金	周防大島町ほか136市町村等	229	消防団の災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材等の整備に要する経費に対する補助
<負担金>			
国民保護訓練費負担金	東京都ほか40道府県 鳥羽市ほか5市町	72	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第168条第2項に基づき、同法第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第164条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担
緊急消防援助隊活動費負担金	群馬県ほか295団体	1,899	「消防組織法」第49条第1項に基づき、同法第44条第5項による消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる費用のうち、「緊急消防援助隊に関する政令」第5条に定めるものについては、国が負担

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<交付金>			
地域経済循環創造事業交付金	兵庫県ほか58市町村	648	地域の資源と資金を活用して、地域密着型事業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付
過疎地域持続的発展支援交付金	地方公共団体44団体	695	・過疎地域の持続的発展を目的として、過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業に対して交付 ・過疎地域の持続的発展を支援するための集落整備事業等に要する経費に対して交付 ・過疎地域の持続的発展を支援するための遊休施設の再整備に要する経費に対して交付 ・過疎集落等を対象に、集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興に取り組む事業に対して交付
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	宮城県ほか7県	1,429	国民の安全・安心を確保するため、地方公共団体が行う地域の実情に応じた感染防止策等の事業に要する費用に充てるために交付
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	北海道ほか46都府県	2,151,949	物価高騰への地方における様々な対応・取組を支援するために交付
特定地域づくり事業推進交付金	海士町複業協同組合ほか109団体	395	「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく特定地域づくり事業協同組合の運営費を支援するため、地方公共団体が支援を行う場合、その支援に要する経費の一部を交付
日本放送協会交付金	特殊法人日本放送協会	3,594	「放送法」第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送を行うことを要請し、費用は「放送法」第67条第1項の規定に基づき、国が負担
合計		2,430,020	

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
在外選挙人名簿登録事務委託費	市区町村	15	「公職選挙法」第263条第4号の2及び「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」第13条の3に基づく在外選挙人名簿登録事務の委託
衆議院議員総選挙執行委託費	地方公共団体 特殊法人日本放送協会 民間企業等	66,950	令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙の管理執行に要する経費については「公職選挙法」第263条の規定により、国が負担することとされているため、当該経費において委託費を交付
最高裁判所裁判官国民審査委託費	地方公共団体	445	令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙と同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に要する経費については「最高裁判所裁判官国民審査法」第51条の規定により、国が負担することとされているため、当該経費において委託費を交付
衆議院議員総選挙啓発推進委託費	地方公共団体	253	「公職選挙法」第6条及び「公職選挙法施行令」第133条第1項に基づく、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙の啓発周知等のための委託
衆議院議員及参議院議員補欠等選挙執行委託費	地方公共団体	1,243	令和6年4月執行の衆議院議員補欠選挙及び令和6年10月執行の参議院議員補欠選挙の管理執行に要する経費については「公職選挙法」第263条の規定により、国が負担することとされているため、当該経費において委託費を交付
社会保障・税番号制度システム開発等委託費	地方公共団体情報システム機構	14,365	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律」による改正後の住民基本台帳法等に基づき、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤とし、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を可能とするための基盤整備に関する業務の委託
情報通信技術研究開発推進委託費	国立研究開発法人情報通信研究機構等	8,410	・情報通信分野における研究開発課題を広く公募し、優れた課題について研究開発を委託 ・国立研究開発法人情報通信研究機構に情報通信分野における基礎研究等を委託 ・起業又は事業拡大を目指すスタートアップ等による、ICT分野における研究開発の支援を民間団体へ委託
南極地域観測委託費	国立研究開発法人情報通信研究機構	31	南極地域観測事業における観測、調査を実施するための委託
宇宙開発利用推進研究開発委託費	国立研究開発法人情報通信研究機構等	1,043	宇宙開発利用推進に資する施策に関する調査分析の委託
電気通信利用環境整備推進委託費	一般財団法人日本データ通信協会、株式会社NHKテクノロジーズ	130	・「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に基づく迷惑メール対策に不可欠な国内外の最新の事態等を的確に把握・分析する業務等を、民間団体等へ委託 ・大規模災害時にテレビの中継局や共聴施設が被災し、被災地でテレビ放送が受信できなくなる場合に備えて、中継局や共聴施設の機能を一時的に代替可能な可搬型予備送信設備等の保管・保守及び当該設備等の各総合通信局等における運用研修・訓練の実施に係る業務等を、民間団体等へ委託
電波利用技術研究開発等委託費	国立研究開発法人情報通信研究機構等	10,678	・周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発及び電波の安全性に関する評価技術の確立に係る調査研究を委託 ・周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する業務の委託 ・電波伝搬の観測・分析の推進及び高度化に関する業務の委託
平和祈念事業委託費	株式会社ムラヤマ	357	旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から引き継いだ資料の整理、保管及び活用に要する経費
統計調査地方公共団体委託費	東京都ほか46道府県	7,057	・国民の就業、不就業の状態を各月ごとに明確に把握し、失業対策その他各種行政施策の基礎資料を得るための労働力調査やその他、各種人口・経済の経常調査を委託 ・我が国の現況を全国及び地域別、かつ、詳細に調査することにより国及び地方のきめ細かい各種行政施策の基礎資料を得るための周期統計調査を委託

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
統計調査業務地方公共団体委託費	北海道ほか46都府県	55	統計調査員の確保を図るための公募登録制度及び調査に必要な知識を付与するための研修等に要する経費
統計調査事務地方公共団体委託費	北海道ほか46都府県	9,674	「地方統計機構整備要綱」に基づく統計調査に従事する地方公共団体の統計専任職員に要する経費
政府開発援助統計調査事務地方公共団体委託費	和歌山県	0	アジア太平洋統計研修所における研修の一部としての実地研修の実施の委託
消防防災技術研究開発委託費	国立大学法人横浜国立大学ほか6団体	104	消防防災技術研究開発の推進を図るための技術開発の委託
<交付金>			
国有提供施設等所在市町村助成交付金	東京都ほか295件	29,940	「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」第1項の規定に基づき、国は、その所有する固定資産のうち、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」第2条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村等に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村等の財政の状況等を考慮して、助成交付金を交付
施設等所在市町村調整交付金	東京都ほか50件	7,600	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条第1項の施設及び区域（以下「施設等」という。）が所在する市町村等に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付
<分担金>			
国際行政学会等分担金	国際行政学会、国際統計協会	10	国際行政学会及び国際統計協会への分担金
アジア地域行政会議分担金	行政に関するアジア・太平洋地域機関	0	行政に関するアジア・太平洋地域機関への分担金
政府開発援助国際電気通信連合等分担金	国際電気通信連合、アジア・太平洋電気通信共同体	319	国際電気通信連合及びアジア・太平洋電気通信共同体への分担金
国際電気通信連合分担金	国際電気通信連合	1,196	国際電気通信連合への分担金
政府開発援助万国郵便連合分担金	万国郵便連合	60	万国郵便連合への分担金
万国郵便連合等分担金	万国郵便連合、アジア＝太平洋郵便連合	333	万国郵便連合及びアジア＝太平洋郵便連合への分担金
政府開発援助国連アジア統計研修援助計画分担金	国際連合アジア太平洋経済社会委員会	262	国際連合アジア太平洋経済社会委員会への分担金
<拠出金>			
政府開発援助アジア・太平洋電気通信共同体等拠出金	アジア・太平洋電気通信共同体等	245	アジア・太平洋電気通信共同体等への拠出金
国際電気通信連合等拠出金	国際電気通信連合	211	国際電気通信連合への拠出金
経済協力開発機構拠出金	経済協力開発機構	138	経済協力開発機構への拠出金
万国郵便連合拠出金	万国郵便連合	338	万国郵便連合への拠出金
国際連合統計協力拠出金	国際連合事務局	17	国際連合事務局への拠出金
合計		161,495	

(4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
国立研究開発法人情報通信研究機構	43,944	「独立行政法人通則法」第46条の規定により、独立行政法人の業務の財源に充てるために必要な金額の交付
独立行政法人統計センター	8,324	同上
合計	52,269	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入	建物等借受者等	160
納付金	雑納付金	独立行政法人	3,427
諸収入	許可及手数料	無線局の免許人等	927
諸収入	弁償及返納金	地方公共団体等	183,308
諸収入	電波利用料収入	無線局の免許人	72,799
諸収入	特定基地局開設料収入	民間企業	15,033
諸収入	雑入	地方公共団体等	804
諸収入	東日本大震災復興弁償及返納金	地方公共団体等	119
合計			276,581

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等 (受)	国土交通省等	97	工作物	他省庁予算にて施設整備したもの	
	文部科学省一般会計	△ 5	退職給付引当金	文部科学省との職員異動に伴う引当金所管換	
	東日本大震災復興特別会計	△ 1	退職給付引当金	復興庁、文部科学省との職員異動に伴う引当金所管換	
	東日本大震災復興特別会計	△ 0	賞与引当金	復興庁との職員異動に伴う引当金所管換	
	小計	88			
財産の無償所管換等 (渡)	内閣府一般会計	△ 41	建物	内閣府へ所管換	
	内閣府一般会計	△ 9	工作物	内閣府へ所管換	
	財務省一般会計	△ 0	建物	財務省へ所管換	
	財務省一般会計	△ 0	工作物	財務省へ所管換	
	財務省一般会計	△ 55	土地	財務省へ引継ぎ	
	国債整理基金特別会計	△ 69,674	出資金	日本郵政株式の所属替	
	東日本大震災復興特別会計	1	賞与引当金	復興庁との職員異動に伴う引当金所管換	
	小計	△ 69,780			
誤謬修正等	—	31	建設仮勘定	誤謬修正による増	
	—	6,921	物品	誤謬訂正による増	
	小計	6,953			
その他	—	5,623	退職給付引当金、 恩給引当金	退職給付引当金、恩給引当金算定において適用する割引率等の変更に伴う差額	
合計		△ 57,114			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産	-	3,746	3,746	
国有財産（公共用財産を除く）	-	3,746	3,746	
行政財産	-	3,746	3,746	
土地	-	3,748	3,748	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	-	△ 1	△ 1	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金	△ 890,979	798,213	△ 92,765	
（市場価格のあるもの）	△ 821,056	718,927	△ 102,128	時価評価に伴う評価差額
（市場価格のないもの）	△ 69,923	79,286	9,362	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	△ 890,979	801,960	△ 89,019	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入	建物等借受者等	160
納付金	雑納付金	独立行政法人	3,427
諸収入	許可及手数料	無線局の免許人等	927
諸収入	弁償及返納金	地方公共団体等	183,298
諸収入	物品売払収入	民間企業	25
諸収入	電波利用料収入	無線局の免許人	72,786
諸収入	特定基地局開設料収入	民間企業	15,033
諸収入	雑入	地方公共団体等	732
諸収入	東日本大震災復興弁償及返納金	地方公共団体等	119
合計			276,512

参考情報

1 総務省の所掌する業務の概要

総務省は、行政運営の改善、地方行財政、選挙、消防防災、情報通信、郵政行政など、国家の基本的仕組みに関わる諸制度、国民の経済・社会活動を支える基本的システムを所管し、国民生活の基盤に広く関わる行政機能を担っている。

総務省の官房・各局等の名称及び主な所掌事務

官房・局の名称	主 な 所 掌 事 務
大 臣 官 房	省全体の総合調整、政策評価、会計、情報公開・個人情報保護、広報、人事、福利厚生に関すること
行 政 管 理 局	行政制度一般の基本的事項の企画立案、行政機関の運営の企画・立案・調整、独立行政法人・特殊法人の審査、独立行政法人の共通の制度の企画立案、行政機関の情報公開、独立行政法人等の情報公開、独立行政法人評価制度委員会
行 政 評 価 局	政策評価の基本的事項の企画立案・事務の総括、政策評価（各府省の政策の統一的・総合的・客観的な評価）の実施、各行政機関の業務の実施状況の評価・監視、政策評価審議会、行政苦情の受付・あっせん、行政相談委員に関すること
自 治 行 政 局	地方公共団体の組織・運営に関する制度、地方行政に関する政府内の調整、市町村合併、地方における行政改革、住民基本台帳制度、地方自治に関する基本的な政策、地域振興に関する政策、地方公共団体の情報システム、地方公務員制度、選挙制度、政治資金制度
自 治 財 政 局	地方財政制度、地方財政計画、地方交付税、地方債、当せん金付証票、公営競技、地方公営企業、地方公共団体の財政の健全化、特定地域に対する財政措置、地方財政に関する調査・研究・統計、地方公共団体の財政負担に関する関係行政機関等との調整
自 治 税 務 局	地方税制度の企画及び立案、譲与税制度、交付金等制度に関すること、法定外普通税・法定外目的税に係る協議及び同意等
国 際 戦 略 局	ＩＣＴ（情報通信技術）分野のうち、技術に関するものの総合戦略の策定・推進、ＩＣＴ産業の国際競争力の強化、研究開発・標準化、宇宙の研究開発・利用、ＩＣＴ分野における国際的取決め及び国際電気通信連合等との連絡、総務省の国際関係事務の総括、ＩＣＴ分野における国際協力
情報流通行政局	ＩＣＴ（情報通信技術）分野の総合戦略の策定・推進（技術に関するものを除く）、情報通信施設の整備促進、放送の普及・発達、ＩＣＴ利活用の促進・環境整備、コンテンツ振興、情報リテラシーの向上、情報バリアフリー、郵政事業に関すること、郵便等に関する国際的取決め及び万国郵便連合等との連絡、信書便事業の監督
総合通信基盤局	電気通信事業の規律・競争促進、電気通信サービスにおける利用環境整備、情報通信ネットワークの整備・維持、非常事態における重要通信の確保、周波数の割当て、電波の監督管理・利用促進、電波利用料制度
統 計 局	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施等、二次的統計の作成、統計の作成・利用に必要な情報の収集・提供、総務省が実施する統計調査の調整
政 策 統 括 官	総務省の所掌事務に関する総合的な政策の企画立案、統計・統計制度の企画立案、統計調査の審査・調整・基準の設定、統計職員の養成の企画立案、国際統計事務の統括、統計の発達及び改善（統計局の所掌に該当するものを除く。）、恩給制度の企画立案、恩給を受ける権利の裁定、恩給の支給
サイバーセキュリティ統括官	情報の電磁的流通におけるサイバーセキュリティの確保、情報の電磁的流通における個人情報の保護、総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括
公害等調整委員会	あっせん・調停・仲裁及び裁定による公害紛争の処理、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定、土地収用法に基づく意見の申出等
消 防 庁	消火の活動・救助活動・救急業務・火災予防・危険物などの消防に関する制度、消防施設の強化拡充、消防職団員の教育訓練、緊急消防援助隊の出動要請など消防の広域的な応援の実施、地震・風水害、原子力・コンビナート災害など各種災害対策、消防防災分野の高度情報化、消防の科学技術に関する研究、国際消防救助隊の派遣、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置、消防・防災分野における国際協力

総務省 (4,865)

(令和7年3月31現在)

総務省 (4,865)

- 総務大臣
- 総務副大臣 2
- 総務大臣政務官 3
- 総務大臣補佐官 13
- 総務事務次官 3
- 総務大臣秘書官

(審議会等)

- 地方財政審議会 (5)
- 行政不服審査会 (15)
- 情報公開・個人情報保護審査会 (22)
- 官民競争入札等審査委員会 (6)
- 協定行政法人評価制度委員会
- 国地方分権推進委員会
- 電気通信紛争処理委員会 (7)
- 電波監理審議会
- 統計委員会

総務委員会

- 政策評価審議会
- 情報通信政策研究所
- 情報通信行政・郵政行政審議会
- 国立研究開発法人審議会

(施設等機関)

- 自治体大学校
- 統計研究研修所 (84)

(特別の機関)

- 中央選挙管理会
- 自治体選挙地理委員会
- 宗事件ごとに総務大臣が任命
- 政治資金適正化委員会 (9)

(外局)

- 公害等調整委員会 (40)
- 消防庁 (176)
- 消費審議会
- 消費大学校

(地方支分部局)

- 管区行政評価事務局 (705)
- 決裁行政評価事務所 (19)
- 総合通信局 (1,171)
- 沖縄総合通信事務所 (40)

大臣官房 (323)

- 官房長
- 総務課審議官 3
- 政策立案課長官職等
- 企画調整課 (次長補佐)
- サイバーセキュリティ・情報政策課
- 総務能力開発推進課
- 参事官 13 (うち充て職1)
- 参事官 9 (うち充て職3)
- 秘書課
- 総務課
- 会計課
- 企画課
- 経費精算式帳課

行政管理局 (85)

- 局長
- 企画調整課
- 調査法制課
- 管理官 8 (充て職1)

行政評価局 (233)

- 局長
- 総務課
- 企画課
- 政策評価課
- 行政評価企画課
- 地域政策課
- 評価統括官 7
- 行政評価管理官

自治行政局 (234)

- 局長
- 行政課
- 住民科課
- 市町村課
- 地域政策課
- 地域自立応援課
- 参事官
- 公務員部
- 部 長
- 公務員課
- 福利課
- 選挙部
- 部 長
- 選挙課
- 管理課
- 政治資金課

自治財政局 (114)

- 局長
- 財政課
- 課長課
- 交付税課
- 地方債課
- 公営企業課
- 財務課課長

自治税務局 (89)

- 局長
- 企画課
- 課長課
- 市町村税課
- 固定資産税課
- 参事官

国際戦略局 (173)

- 局長
- 次 長
- 国際戦略課
- 技術政策課
- 通関検閲課
- 通商関係課
- 宇宙通信政策課
- 国際機関課
- 国際経済課
- 国際協力課
- 参事官

情報流通行政局 (306)

- 局長
- 総務課
- 情報通信政策課
- 情報通信政策課
- 情報通信作品企画課
- 地域通信振興課
- 放送政策課
- 放送技術課
- 地上放送課
- 衛星・地境放送課
- 参事官
- ※令和7年度末までの特設
- 郵政行政部
- 部 長
- 企画課
- 郵便課
- 信書便事業課

総合通信基盤局 (312)

- 局長
- 総務課
- 電気通信事業課
- 部 長
- データ通信課
- 無線電波利用課
- 衛星・地境放送課
- 参事官
- 利用課
- 部 長
- 電気通信課
- 移動通信課
- 電波防護課

統計局 (458)

- 局長
- 総務課
- 事業所情報管理課
- 統計情報利用推進課
- 統計情報システム管理官
- 統計課審議官
- 調査企画課
- 国勢統計課
- 経済統計課
- 消費統計課
- 参事官

政策統括官 (統計制度部局) (原部組織) (167)

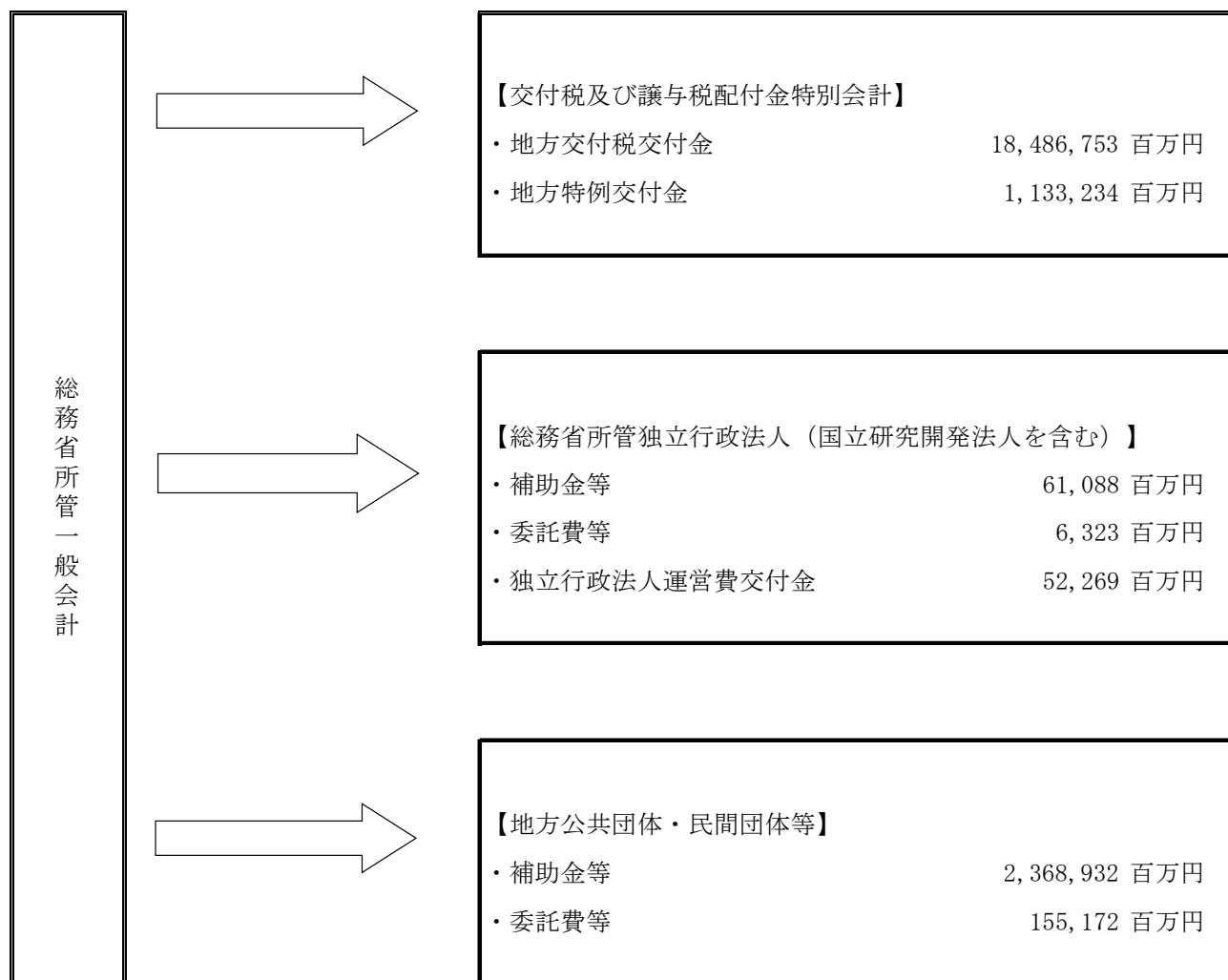
- 統計企画管理官
- 統計審査官 3
- 統計調整官
- 国際統計管理官
- 国際管理官
- サイバーセキュリティ統括官 (27)
- 参事官

令和6年7月5日現在

本省 4,649	特別職	21	大臣1、副大臣2、政務官3、大臣補佐官1、地方財政審議会委員（常勤）5、大臣秘書官1、行政不服審査会委員（常勤）3、情報公開・個人情報保護審査会事務局（常勤）5
	事務次官	1	1官
	総務審議官	3	3官
	内部部局 2,516	318	官房長、総括審議官3、公文書監理官（充職1）、政策立案総括審議官1、サイバーセキュリティ・情報化審議官1、地域力創造審議官1、審議官13（充職1）、参事官（総括整理職）9（充職3）、官房5課、審理官1※秘書官（特別職）1、事務次官及び総務審議官3はそれぞれの項目に計上。
		85	2課8官（充職5）
		233	4課8官
		234	2部10課1官
		114	6課
		89	4課
		173	1次長7課1官
		306	1部12課1官
		312	2部12課
		458	1部7課1官
		167	7官
		27	1官
	審議会等 42	12	行政不服審査会事務局
		17	情報公開・個人情報保護審査会事務局
		6	官民競争入札等監理委員会
		7	電気通信紛争処理委員会事務局
	施設等機関 122	13	自治大学校
		25	情報通信政策研究所
		84	統計研究研修所
	特別の機関	9	政治資金適正化委員会事務局 事務局長
	地方支分部局	724	行政評価支局、沖縄行政評価事務所、行政評価事務所を含む。
	1,935	1,211	沖縄総合通信事務所を含む。
外局 216	公害等調整委員会	40	特別職4（委員長1、委員3）、一般職36
	消防庁	176	内部部局138、施設等機関38
	総計	4,865	

①定員令上は、上表定員から特別職24人を除く4,841人
※特別職24人 = 本省の秘書官(1)を除く20人+外局(公調委)4人
※本省の秘書官(1)については、総定員法第一条第二項第一号及び第二条の規定により、総定員法及び定員令の対象
②定員規則及び定員規程上の定員は、上記①から公調委(一般職)36人を除いた4,805人

3 総務省所管一般会計における会計・独立行政法人等の間の財政資金の流れ



4 令和6年度一般会計の歳入歳出決算の概要

(1) 歳 入

歳入予算額 1,006 億 7 百万円に対し、収納済歳入額は、2,765 億 12 百万円であり、差引き 1,759 億 4 百万円の増加となっている。

収納済歳入額の主なものは、

返納金・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,832 億 59 百万円

電波利用料収入・・・・・・・・・・727 億 86 百万円

特定基地局開設料収入・・・・・・・・・・150 億 33 百万円

である。

(2) 歳 出

歳出予算現額 23 兆 4,745 億 92 百万円に対し、支出済歳出額は 22 兆 5,136 億 30 百万円、翌年度繰越額は 8,735 億 82 百万円であり、不用額は 873 億 80 百万円となっている。

支出済歳出額の主なものは、

交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入・・・・・・・・19 兆 6,199 億 88 百万円

〔 内訳	地方交付税交付金	18 兆 4,867 億 53 百万円	〕
	地方特例交付金	1 兆 1,332 億 34 百万円	

科学技術振興費・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,815 億 98 百万円

恩給関係費・・・・・・・・・・・・・・・・・・644 億 17 百万円

その他の事項経費・・・・・・・・・・2 兆 6,476 億 26 百万円

5 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>10,488,516 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>371,389 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>68,626 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>553,550 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>17,793 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>3,630 億円</u>